

（仮称）刈谷市コミュニティバス「かりまる」等キャッシュレス決済システム導入 業務委託仕様書

第1 総則

1 適用

本仕様書は、令和7年度に実施する「（仮称）刈谷市コミュニティバス「かりまる」等キャッシュレス決済システム導入業務委託」に適用する。

2 業務内容

（仮称）刈谷市コミュニティバス「かりまる」（以下「かりまる」という。）及び「チョイソコかりや」における交通キャッシュレスシステムの導入設置、設定一切の業務を行うものとする。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 設置対象範囲・台数

「かりまる」15台（中型ノンステップバス（56人乗車可能）12台

中型ノンステップバス（36人乗車可能）3台）

「チョイソコかりや」2台（ハイエースグランドキャビン10人乗り1台

ノアウェルジョイン7人乗り1台）

「予備」2台

第2 要件

1 交通キャッシュレス決済システム

（1）スマートフォンやウェアラブルデバイスなどにインストールされたアプリケーションを用いた決済システムとする。

（2）上記のアプリケーションを用いる他、アプリインストール不要で、既存の電子カード（クレジットカードタッチ決済等）や本市が指定したQRコード付乗車券を用いて決済可能なものとする。

(3) 次に掲げる運賃形態に対応できるものとする。

ア 距離による従量制運賃

イ 定額制運賃

(4) 次に掲げる運賃割引に対応できるものとする。

ア プリペイド方式

イ 定期券

ウ 年齢等割引

【割引案】 ㊦は市民限定

㊦高齢者	㊦免許返納	障害者	子ども	㊦子育て	乗継※
75歳以上 0円	0円	付添1名も 0円	中学生以下 0円	未就学児親 妊婦 0円	1回のみ 0円

※かりまる⇄かりまる（他路線）、かりまる⇄チョイソコかりや乗継

エ その他 期間限定の割引等

(5) システムユーザーの乗降位置データ、利用時間、属性、運賃額などのデータが取得できるものとし、受注者は毎月発注者にデータ提供するものとする。

(6) バス車両等にユーザーのアプリケーションから読み込むためのリーダー及び車載器を設置することとし、必要に応じて他の車両へ簡易に移設可能な、汎用性の高いものとする。

(7) 利用者の乗降記録の他、運賃やバス停名称、位置などの基礎情報は、受注者が用意するサーバー上で記録、管理し、変更が生じた場合はサーバー上のデータを更新することができるものとする。

2 設置・設定

(1) システムの設置、設定に当たっては、運行事業者と調整し、設置、設定することとする。

(2) 設置後、運用テストを実施し、路線データ検証を行うものとする。

3 運用・保守

(1) システムの運用は発注者側でもアプリケーションの管理画面で行えるものとし、受注者は発注者に対してサポートできる体制を確保することとする。

- (2) 車載器の操作、運用についての教育について、発注者や運行事業者をサポートすることとする。
- (3) システムの運用全般について、保守体制を整え、可用性が高いものとする。
- (4) 運行事業者と決済ブランドとの契約に当たり、サポート体制を確保することとする。
- (5) キャッシュレス決済により収納した運賃については、受注者または受注者が指定する団体がバス事業者に対し振り込むものとする。
- (5) 運用・保守業務については、別途随意契約を締結することとする。

4 利用者の利便性に資する機能の搭載

システムを活用したサービスの拡張が可能であるものとする。

第3 業務手続等

1 業務着手

- (1) 受注者は、業務着手にあたり、業務計画書を契約締結後15日以内に提出し、発注者の承認を得ること。
- (2) 業務計画書は、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 業務概要
 - イ 業務工程表
 - ウ 実施方針
 - エ 業務実施体制
 - オ 打合せ計画（運行事業者を含む）
 - カ 使用するシステムの主な機能、基準
 - キ 連絡体制（緊急連絡時含む）
 - ク 情報セキュリティ対策

- (3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度、発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。

2 中間打合せ

- (1) 受注者は発注者及び運行事業者と十分な打合せ協議を行うものとする。
- (2) 打合せの場所・方法は、発注者と協議を行い決定する。

- (3) 業務の実施にあたっては、定期的に打合せを行うほか、逐次、発注者と協議を行い、発注者の指示により業務を進めること。

3 納品

本業務におけるシステム納品（設置、設定、操作教育を含む）、納期については次のとおりとし、詳細は発注者と協議のうえ、決定する。

(1) 納期期限

ア 最終納期 令和7年12月26日（金）まで

イ 各車両への機器の設置スケジュールについては、別途発注者と協議し、計画的に納品すること。

(2) 提出物

ア システム設置・設定台帳

イ システム操作・運用マニュアル

ウ 完了報告書

4 支払方法

受注者から完了報告書を受領後、検査合格をもって適正な請求に基づき支払うものとする。

第4 業務上の留意事項等

1 秘密の保持等

(1) 本業務において知り得た個人情報は、本業務に必要な範囲以外に利用してはならない。

(2) 本業務上知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) その他、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについて、別で定める「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

2 その他

(1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書によりがたい事由が生じたとき、本仕様書に記載のない事由が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。また、協議結果を記した書面を提出すること。

(2) システム納品後に、受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。